

【役場消火・避難等訓練の流れ】

時間	(2) 火元安全確認訓練	(3) 通報・消火訓練	(4) 避難・誘導訓練
8 : 45 9 : 00		①消火係は訓練で使用する屋内消火栓前に集合し、消火栓ホースの入れ替え作業を行う。(消防職員のレクチャー) ②ホース入れ替え後、自席に戻る。	
9 : 00	庁内放送 (9 : 10 から訓練実施)		
9 : 10	地震発生 庁内放送 (地震発生)		
	(1) シェイクアウト訓練 (1分間の安全確保行動)		
9 : 11	火元確認 ①庁舎各階の防火担当責任者は火元責任者に行動開始を指示する。 報告 ②火元責任者は担当フロアの火気使用設備器具等、火元の安全確認を行い、結果を防火担当責任者に報告する。 例:「本庁舎〇階〇〇、火元安全確認終了しました。」 例:「新庁舎1階出入口付近(議場下)で火災が発生しています。」 避難 ③報告後、防火担当責任者及び火元責任者は庁舎裏に避難する。 報告 ④防火担当責任者は防火管理者に火元安全の確認終了について報告する。 (庁舎裏に設置してある確認書に記載) ⑤報告後は庁舎裏広場に整列する。	火災発見 ③火災を発見した火元責任者(〇〇)は防火担当責任者(〇〇)に報告して両名で現地確認を行い、防火担当責任者(〇〇)は火災報知機のボタンを押すと同時に消火係(〇〇)に初期消火を指示し、消防へ119番通報を行う。通報後は庁舎裏に避難し、防火管理者(和田環境経済部長)に火災の報告を行う。 例:「新庁舎1階出入口付近で火災が発生。消防へ通報するとともに、新庁舎1階消火係3名が消火器による初期消火を行っています。」 初期消火 ④初期消火を指示された消火係(新庁舎1階消火係)は庁舎内に設置してある消火器(水消火器)を持って火災現場である新庁舎1階出入口付近の火点に向かい、水消火器による初期消火を行う。 火災延焼 ⑤自衛消防隊長(和田環境経済部長)の指示(ハンドマイク使用)により、屋内消火栓を使用して消火活動を行う。 例:「これより本庁舎及び新庁舎1階の屋内消火栓2箇所を使用し、消火活動を行ってください。」 ⑥配置を指示された消火係(補助・安全確保担当を含む。)は使用する屋内消火栓前に移動する。 ・本庁舎1階北側通路消火栓:本庁舎1階南・北消火係 ・新庁舎1階トイレ横消火栓:庁舎分館・健康プラザの消火係 消火活動 ⑦実際に放水(議場棟の壁に放水) ⑧ホース経路の確保や周辺の安全確認などは、補助・安全確保担当により行う。(消防職員のフォロー) ⑨自衛消防隊長(和田環境経済部長)から放水終了の指示(1分程度の放水)(ハンドマイクで「放水やめ」) 自衛消防隊長への報告 ⑩放水をやめて、消火係の指揮者(2名)は自衛消防隊長(和田環境経済部長)前に整列し、本庁舎1階南消火係の指揮者(〇〇)が代表して自衛消防隊長(和田環境経済部長)へ報告を行う。 「愛川町役場消防計画に基づく消火訓練、終了しました。」 ⑪報告後は避難している職員の列に並ぶ。	避難・誘導 ①(2)(3)従事者以外の職員は、業務に支障を及ぼさない範囲で庁舎裏広場へ避難 ②避難誘導係は来庁者等(来庁者役の職員を配置)の避難誘導を職員に指示するとともに、来庁者及び職員等が取り残されていないかを確認し、避難する ③避難誘導補助担当にあっては、来庁者等(来庁者役職員)の避難誘導に対し安全確保に努めるとともに、避難経路などについて周知を図る ※避難経路については、新庁舎1階職員通用口付近の混雑を防ぐため、本庁舎側の職員は本庁舎正面玄関又は福祉センター正面玄関のいずれか近い出入口から出て、庁舎裏広場へ避難する。新庁舎側の職員は新庁舎北側玄関又は職員通用口のいずれか早く避難できる出入口を利用する。 避難状況の確認・把握 ④各階等の責任者(今回の訓練では各部長)は避難先である庁舎裏広場において、職員や来庁者等の避難状況を確認し、その結果を(澤村総務部長)に適宜報告する。 例:「〇〇部、職員及び来庁者、避難終了しました。」 ⑤澤村総務部長に報告後は消火訓練が終了するまで整列したまま待機する。
			(消火訓練終了後) 自衛消防隊長への報告 ⑥各課が整列した後、避難状況を澤村総務部長が代表して自衛消防隊長(和田環境経済部長)へ報告 「職員及び来庁者、異常なく避難終わりました」
9 : 50	自衛消防隊長からの訓示(和田環境経済部長) 消防長講評		
	解散		
10 : 00		片付け ⑪使用したホースを片付けてから消防庁舎へ搬送し、退避しておいた元のホースを格納する(消火係(補助・安全確保担当を含む。))	